

役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程

（目 的）

第1条 この規程は、「役員等報酬規程」（以下「報酬規程」という。）第6条に基づき「役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程」（以下「慰労金規程」という。）を定め、役員等に対して退職慰労金を支給することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 本制度による慰労金規程は、次の役員及び評議員に適用する。

（1）理事長 （2）理事 （3）監事

（慰労金規程に係る支給）

第3条 本制度による支給金は次のとおりとする。

（1）退職慰労金 （2）弔慰金

（退職慰労金（弔慰金）の受給資格）

第4条 役員が退任（死亡の場合も含む）した時は、退職慰労金を支給する。

2 役員が死亡により退任したときは、弔慰金をその遺族に支給する。

3 評議員が退任（死亡の場合も含む）した時は、定款第13条により退職慰労金及び弔慰金を支給しない。

（退職慰労金の算出方法及び金額）

第5条 退職慰労金は、事業年度毎に下記の算出方法による額を積み立てた額とする。

なお、支給率は評議員会において決定し、別表1「退職慰労金支給率」に明確にする。

算出方法：事業年度末の役員報酬月額×支給率

2 事業年度途中で退任した場合は、月単位で按分とし、千円未満は切り捨てる。

（弔慰金の金額）

第6条 弔慰金の金額は評議員会において決定し、別表2「弔慰金の金額」に明確にする。

（特別功労金）

第7条 在任中特別に功績があった役員には、退職慰労金のほかに特別功労金を支給する。支給金額については評議員会において決定する。

（受給権の譲渡と担保の禁止）

第8条 本規程による退職慰労金・功労金及び弔慰金を受け取る権利は、これを譲渡または担保に供してはならない。

（支給の制限）

第9条 業務上何らかの理由により役員を解任されたときは、評議員会の決議により本制度による支給は行わない。

(受取人遺族及び順位)

第10条 死亡により退任した場合の受取人については、法定相続人とする。同順位の法定相続人が2名以上となる場合は、その内の最年長者を代表としてその者に支払う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、平成11年12月17日から施行する。

第2条 この規程は、平成14年6月12日に改正し同日施行する。

第3条 この規程は、平成15年12月21日に改正し同日施行する。

第4条 この規程は、平成23年4月1日に改正し同日施行する。

第5条 この規程は、令和5年6月23日に改正し同日施行する。

別表1 退職慰労金支給率

	理事長	理事	監事
支給率	1.5	1	1

別表2 弔慰金の金額

	理事長	理事	監事
業務上の死亡の場合	1,500千円	1,000千円	1,000千円
業務外の死亡の場合	500千円	300千円	300千円